

令和 4 年 10 月 11 日

麻生健康保険組合
理事長 瀧本 和徳



任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定により、当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

記

1. 令和 4 年 9 月 30 日の全加入者の平均標準報酬月額
373,670 円
2. 令和 5 年度における平均標準報酬月額（任意継続被保険者の標準報酬月額上限）
第 26 等級 380,000 円

ただし、当該者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額が 380,000 円に満たないときは資格喪失時の標準報酬月額といたします。

3. 適用年月日および期間
令和 5（2023）年 4 月 1 日～令和 6 年（2024）3 月 31 日

以上